

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年5月から61年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、当初、年金不信から納付していなかったが、妻の分と合わせて納付することとし、納付組織の集金人に一括納付した。

ところが、夫婦共に同期間の保険料が未納のままとなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

夫婦二人分の国民年金保険料を納付組織の集金人に一括納付したとする申立人夫婦の供述は具体的であり、納付したとする保険料額も申立期間の保険料額におおむね一致する。

また、申立人は、保険料を一括納付したのは、Aがよく獲れた昭和61年の年末であったと回答しているところ、「B年報」によると、同年は前年及び前々年に比較し、Aの漁獲量が大幅に増加していることが確認できることから、保険料納付時期に係る申立人の主張は信憑^{びよう}性が高い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立期間後の申立人夫婦の保険料が複数回にわたって納期限後に納付されたこととされており、その合計額は申立期間の保険料額に近いが、集金人に聴取しても、一括で受け取った保険料を複数回にわたって納付した記憶は無いと回答しており、行政側の記録管理に何らかの不備があった可能性も否定できない。

加えて、申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、当初、年金不信から納付していなかったが、夫の分と合わせて納付することとし、納付組織の集金人に一括納付した。

ところが、夫婦共に同期間の保険料が未納のままとなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

夫婦二人分の国民年金保険料を納付組織の集金人に一括納付したとする申立人夫婦の供述は具体的であり、納付したとする保険料額も申立期間の保険料額におおむね一致する。

また、申立人の夫は、保険料を一括納付したのは、Aがよく獲れた昭和61年の年末であったと回答しているところ、「B年報」によると、同年は前年及び前々年に比較し、Aの漁獲量が大幅に増加していることが確認できることから、保険料納付時期に係る申立人夫婦の主張は信憑^{びよう}性が高い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立期間後の申立人夫婦の保険料が複数回にわたって納期限後に納付されたこととされており、その合計額は申立期間の保険料額に近いが、集金人に聴取しても、一括で受け取った保険料を複数回にわたって納付した記憶は無いと回答しており、行政側の記録管理に何らかの不備があった可能性も否定できない。

加えて、申立人夫婦は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年7月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年7月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は定額保険料納付とされており、付加保険料納付の記録が無かった。昭和49年12月に任意で国民年金に加入してから、61年4月の第3号被保険者となるまで付加保険料を納付してきたので、申立期間のみ定額保険料納付と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の種別変更手続も適切に行っており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市では付加保険料納付の申出者に対しては、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたことが確認できることから、申立期間について付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間の定額保険料の納付記録が昭和60年8月29日に社会保険事務所で追加入力されていることが確認できることから、この際に保険料種別を定額保険料納付と誤って入力した可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から34年7月21日まで

55歳になって、社会保険事務所で年金を受給する手続きをした際、A事業所に勤務していた期間については、既に脱退手当金が支給されていると言われた。

しかし、私は、その前に勤めていたB事業所の期間についてはC県庁で手続きをした覚えがあるが、A事業所に勤務していた期間については脱退手当金を請求したことも無いし、受け取った記憶も無いので厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年3か月後の昭和35年10月4日に支給されたことになっており、事業主が代理請求したとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のD事業所に勤めていた被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と大幅に相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年4月28日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（B県）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月28日から同年6月1日まで
昭和37年3月にA事業所（B県）に就職したが、製品の品質が悪かったため、同年5月末日に工場が閉鎖の運びとなった。

このため、私は、A事業所（C県）の工場に仕掛品を持って行き、そこで就業した。

申立期間の厚生年金保険の記録が抜けているが、継続して勤務し、給与の額も変わらなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び業務内容に関する申立人の申立内容から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和37年6月1日にA事業所（B県）から同社（C県）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

複数の同僚は、「申立人は、Bの工場では責任者であり、工場が閉鎖となるため、転勤でCの工場へ来た。途中で辞めたことはない。」と証言しており、これら複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、A事業所は既に全喪しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 62 年 4 月までの期間及び 63 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月から 62 年 4 月まで
② 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 60 年 12 月に事業所を退職した際、母親から国民年金に加入するよう厳しく言われたので、61 年 1 月に A 市 B 区役所で加入手続をし、以後、母親が、月々私が渡していたお金の中から保険料を納付してくれていたのに、申立期間①が未加入とされている。

また、昭和 62 年 5 月から 63 年 9 月まで別の事業所に勤務した後、同年 10 月に再び国民年金の加入手続をし、母親が保険料を納付してくれていたのに、初めの 3 か月である申立期間②が未納とされている。

納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、事業所を退職した翌月に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、加入手続、保険料納付についての申立人及びその母親の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 1 月 21 日に払い出されており、被保険者資格の取得日は昭和 63 年 10 月 1 日とされていることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない。

申立期間②については、申立人は転居前の A 市 B 区で保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が C 市に転居した後払い出されている上、国民年金の加入時期についての申立人の記憶も曖昧である。

また、申立期間②の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からみて過年度納付が可能であったと考えられるが、申立人及びその母親は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと回答している。

このほか、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

婚姻後、夫に伴いA市に引っ越した昭和52年12月に国民年金に加入し、保険料を納付してきたので、申立期間の3か月だけ未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金担当職員の説明によると、同市の保管する「被保険者名簿兼検認票」の保険料納付・免除・還付の状況欄には、申立期間について、納付期限経過後も納付が確認できず、同市が申立人に対して納付勧奨を行ったと思われる形跡が確認できるほか、申立人が保険料を現年度納付しなかったため、過年度納付書を作成し、申立人に渡したと推認される「過渡8/22」の記述も確認できることから、昭和55年8月22日の時点では、申立人は申立期間の保険料を納付していなかったことがうかがわれる。

また、A市の「被保険者名簿兼検認票」の保険料納付・免除・還付の状況欄を見ると、申立人が同市で国民年金に加入した昭和52年12月から56年4月までの期間のうち、申立期間については保険料納付の記録が無い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料納付に関する記憶が不明確であり、国民年金保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から53年3月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで

昭和53年ごろにA市所在のB社会保険事務所から、これ以上保険料を払わないと国民年金の受給資格が無くなるとの通知を受け、夫婦で国民年金の加入手続をし、2年分さかのぼって保険料を夫婦一緒に納付した。

しかしながら、社会保険庁の記録では昭和55年5月10日に納付となっている上、「特例納付扱い」として保険料が51年10月から52年5月分の保険料に充当され、残金が「過誤納」として還付されている。結果として申立期間①が未納とされていることに納得できない。

昭和53年に保険料を納付しているので、55年に還付を受けたことになっている保険料は、二重払いをしていた分だと思う。

また、その後の国民年金保険料も夫婦一緒にきちんと納付していたので、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年12月15日に払い出され、36年4月1日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。

申立期間①について、社会保険事務所が発行した過年度納付書2通（金額8,400円及び2万6,400円）で昭和55年5月10日に納付したことが、B社会保険事務所が保管する領収済通知書で確認できるが、保険料を納付した時点では、53年3月以前の保険料は時効が成立しており納付できない期間である。通常この場合は、領収された合計金額3万4,800円は還付対象となるが、当時「特例納付（附則4条）」ができる時期であったことから、還付せずに「特例納付（附則4条）」として収納し、残りを「過誤納」として還付したことが還付整理簿で確認でき、その結果として、申立期間①が未納となったものである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳、還付整理簿及び領収済通知書の各記載内容に矛盾は無い。

申立期間②について、A市役所の記録でも未納となっており、申立期間②の最終月の翌月分の保険料が、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳の記録から時効間際の昭和57年9月2日に過年度納付されていることが確認できることから、時効により納付できなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は夫婦の保険料納付については、常に二人分一緒に納付してきたと主張しているが、国民年金被保険者台帳の記録では、必ずしも保険料納付時期が一致していない。

さらに、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの期間及び55年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年10月から53年3月まで
② 昭和55年4月から同年9月まで

昭和53年ごろにA市所在のB社会保険事務所から、これ以上保険料を払わないと国民年金の受給資格が無くなるとの通知を夫が受け、夫婦で国民年金の加入手続をして2年分さかのぼって保険料を一緒に納付した。

しかしながら、社会保険庁の記録では昭和55年5月10日に納付となっている上、夫には「特例納付扱い」として保険料が充当され、残金が「過誤納」として還付されている。一方、私には「納付期限経過のため」として全額が還付されており、結果として申立期間①が未納とされていることに納得できない。

昭和53年に保険料を納付しているので、55年に還付を受けたことになっている保険料は、二重払いをしていた分だと思う。

また、その後の国民年金保険料も夫婦一緒にきちんと納付していたので、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年12月15日に払い出され、36年4月1日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。

申立期間①について、社会保険事務所が発行した過年度納付書2通（金額8,400円と2万6,400円）で昭和55年5月10日に納付したことが、B社会保険事務所が保管する領収済通知書で確認できるが、保険料の納付時点では、53年3月以前は時効が成立しており納付できない期間であったことから、「納付期限経過後」として「全額還付」したことが還付整理簿で確認でき、その結果

として、51年10月から53年3月までが未納期間となったものである。

一方、申立人の夫については、当時「特例納付（附則4条）」ができる時期であったことから、還付せずに「特例納付（附則4条）」として収納し、残りを「過誤納」として還付したことが還付整理簿で確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳、還付整理簿及び領収済通知書の各記載内容に矛盾は無い。

申立期間②について、A市役所の記録でも未納となっており、申立期間②の最終月の翌月分の保険料が、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳の記録から時効間際の昭和58年1月28日に過年度納付されていることが確認できることから、時効により納付できなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は夫婦の保険料納付については、常に二人分一緒に納付してきたと主張しているが、国民年金被保険者台帳の記録では、必ずしも保険料納付時期が一致していない。

さらに、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和39年3月に結婚式を挙げた後、当時のA村の職員に、3年間さかのぼって国民年金保険料が納付できると勧められ、夫が加入手続をして、保険料を一括して納めたと聞いているので、申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年6月8日に払い出され、35年10月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、この時点では、申立人は申立期間の保険料を時効により納付することができない。

また、申立人は申立期間当時のA村の職員から、3年間さかのぼって国民年金保険料が納付できると勧められ、一括して保険料を納付したと主張しているが、3年間さかのぼって保険料を納付することは、制度的に不可能である。

さらに、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から53年6月まで

昭和46年、母とA市に転居し、国民年金に加入した。A市役所の国民年金担当者に勧められて9月ごろ、20歳からの分として自宅で6万4,000円を支払った。それ以降、市役所担当者の集金で母が毎月保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年9月17日に払い出され、43年5月25日にさかのぼって被保険者資格を取得しており、さかのぼって納付することができる53年7月から55年3月までの保険料6万4,170円を55年10月に過年度納付していることが確認できる。このことから、申立期間は時効により、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市からも「申立人が納付したとする職員は、申立期間当時は在籍しておらず、その職員が国民年金係に在籍していたのは昭和56年4月から60年6月までであった。」との回答であった。

さらに、申立人及びその母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から15年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年9月から15年1月まで
申立期間の保険料は、元妻が納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を元妻が納付していたと申し立てているが、社会保険庁の記録から申立期間前の平成13年8月から14年8月までの保険料の納付は申立人とその元妻は同日であることが確認できるものの、元妻の同年9月及び10月の保険料は離婚届が受理された14年11月25日に納付されていることが確認でき、以降、元妻のみ申立期間に係る納付記録があり、同日付けで元妻の住所は変更されていることが確認できる。このことから、元妻は離婚日以降、申立人の保険料を納付していなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は20万円から30万円の保険料を一括納付した記憶があると述べているが、申立期間後の平成15年2月から17年1月までの保険料31万9,200円を17年3月3日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の元妻が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月から 9 年 9 月まで
平成 5 年 10 月から 9 年 9 月まで A 社から B 社 C 支社へ派遣され、総合受付として月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している源泉徴収票を確認したところ、平成 6 年分、7 年分及び 9 年分の社会保険料等の金額については、雇用保険料のみの金額であると推認でき、平成 8 年分についても他の年に比べると金額は多いものの、当時の健康保険料率及び厚生年金保険料率で計算した保険料額に比べ著しく低いことから、当時給与から厚生年金保険料の控除は無かったと考えられる。

また、事業主は、「申立人は、登録型派遣社員であった。登録型派遣社員の社会保険の加入については、平成 10 年 1 月 1 日から加入資格該当者については全員加入を促したが、申立期間当時、申立人については加入させていなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所が保管している登録スタッフ照会台帳を確認したところ、雇用保険の加入記録のみ記載があり、厚生年金保険の加入記録は見当たらない上、事業主は、「当時、社会保険に加入している者は、給与は月 1 回払いであり、社会保険未加入の者は月 2 回払いであった。」と証言しており、同台帳によると、申立人の給与支払回数は月 2 回であったことが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人及び申立人と共に同じ業務に就いていたと申立人が主張する同僚の氏名も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 56 年 7 月まで

申立期間当時、A社に勤務し、友人4、5人と一緒に通勤していた。社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、友人の記録がどのようになっているのかを調べてもらった上で、私の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の友人の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人と一緒に通勤していたとする友人は、いずれも申立期間にA社に勤務しておらず、同事業所に勤務していた時期についての申立人の記憶も曖昧である。

また、A社に対し、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和 54 年 6 月から 56 年 7 月までについては、別の事業所における雇用保険の加入記録がある。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月から 29 年 3 月 10 日まで
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 33 年 11 月まで

従兄弟の紹介により、昭和 25 年 5 月から A 社に勤め、33 年 11 月までの約 8 年間、同事業所に勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間は 2 年弱しかない。

申立期間についても、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主の長男及び同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、事業主及び申立人に同事業所を紹介したとされる申立人の従兄弟も既に亡くなっているため、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等を確認することはできない。

また、事業主の長男及び同僚からは、「申立人の業務は、染み抜きであり、毎日、終日勤務を要する業務量ではなく、給与は出来高払いだったのではないか。」「従業員ではなく、外注業務のように思えた。」との証言が得られた。

さらに、同様の勤務形態であった複数の染工の厚生年金保険の加入記録を確認しても、資格取得と喪失を数回繰り返している状況がみられる。

加えて、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 25 年 7 月 10 日であり、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間①及び②に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の

整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月から23年4月26日まで
② 昭和27年6月から30年6月まで
③ 昭和30年6月から31年1月まで
④ 昭和31年1月から33年1月まで

叔父の紹介により、昭和21年11月からA社B工場に勤めていたのに、厚生年金保険の加入期間は23年4月26日からとされており、申立期間①の加入記録が無い。

また、C事業所に勤めていた申立期間②、D事業所に勤めていた申立期間③及びE事業所に勤めていた申立期間④については、厚生年金保険の加入記録が全く無い。

いずれの期間についても、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、これらの期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、上司及び同僚に照会したが、「申立人を知っているが、いつから勤務されていたか、仕事の内容等も憶えていない。したがって、勤務していたかどうか分からない。」と回答しており、申立人が、申立期間においてA社B工場に勤務していた事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、申立人にA社B工場を紹介したとされる申立人の叔父は既に死亡しており、申立人の就業の経緯、時期等を聴取することはできないが、申立人の叔父が同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人が就業したと主張する時期の8か月後の昭和22年7月1日となっており、就業時期については申立人の記憶が曖昧である。

さらに、事業主は、「当時の人事記録等の資料は保存されておらず詳細は不明。」と回答しており、申立てに係る事実を確認することはできない。

申立期間②については、申立人が記憶するC事業所という事業所名では、厚生年金保険の適用事業所は見当たらないが、F事業所(当時の事業主は、G氏)という適用事業所があることが確認できる。

しかしながらF事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和35年3月1日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は当時、家事使用人であり、厚生年金保険の適用対象者では無かったものと考えられる。

さらに、当時の同僚についても、確認することができず証言等は得られなかった。

申立期間③については、申立人が記憶するD事業所という事業所名では、厚生年金保険の適用事業所は見当たらないが、H事業所(当時の事業主は、I氏)という適用事業所があったことが確認できる。

しかしながら、申立人の供述内容及び同事業所に勤務していた者の証言から、申立人は、当時、事業主の家事使用人であり、厚生年金保険の適用対象者では無かったものと考えられる。

申立期間④については、申立人の供述内容、E事業所の元事業主の長男及び同事業所に勤務していた者の証言から、申立人は、当時、事業主の家事使用人であり、厚生年金保険の適用対象者では無かったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 16 日から 45 年 5 月 1 日まで

A事業所と、その関連事業所（B事業所）に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間に空白があり、途中、退職し、再就職したような記録となっている。仮に、関連事業所へ転籍があったとしても、雇用保険の記録だけがあって厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元経理担当者、同事業所の同僚及びB事業所の同僚の証言から、申立人がA事業所の関連事業所であったB事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所の元経理担当者は、「関連事業所は個々に独立した経営であり、社会保険の適用も別々であった。」と回答しており、申立人に係る雇用保険の事業所番号を確認しても、A事業所の事業所番号と異なることが確認できる。

また、申立人及びその同僚は、「B事業所の規模は3、4人であった。」と回答していることから、同事業所の厚生年金保険の適用は任意であったものと考えられ、社会保険庁の記録上、厚生年金保険適用事業所として同事業所名は見当たらない。

さらに、A事業所及びB事業所は既に廃業している上、いずれの事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況や保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から 58 年 6 月まで
② 昭和 59 年 7 月 10 日から平成 6 年 4 月 10 日まで
A 社及び B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたのに、社会保険庁の記録では、両事業所とも厚生年金保険の加入記録が無い。間違いなく勤務していたので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①において勤務していたとする A 社は、実在せず、申立ての事業所名は、C 社（元事業主は、D 氏）であると考えられるが、申立人の同事業所における勤務時期は、雇用保険の加入記録では、昭和 59 年 5 月 20 日から平成元年 1 月 31 日となっており、申立期間①とは大きく相違している。

申立期間②については、申立人の B 社における雇用保険の加入記録は無いが、前記のとおり、同期間の一部を含む昭和 59 年 5 月 20 日から平成元年 1 月 31 日までの期間は、別の事業所である C 社における雇用保険の加入記録がある。

しかしながら、C 社の元事業主は、「申立人が運転手として勤務していたことは間違いがないが、正社員ではなく、契約社員だったので、健康保険及び厚生年金保険には加入させていない。このことは説明しており、納得してもらっていたはずだ。」と回答しており、申立人が記憶する同僚も同事業所での厚生年金保険の加入記録は無い。

また、C 社は既に全喪しており、人事記録、賃金台帳等の資料は無いため、申立ての事実を確認することができない。

さらに、B 社の事業主は、「賃金台帳、労働者名簿等の資料は廃棄済みのため、明確な勤務期間は不明だが、申立人が勤務していたことは覚えている。しかし、申立人は、配達用の車を持ち込むという契約だったので、正社員ではな

く、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険には一切加入させていない。」と回答している。

加えて、申立期間②のうち、平成2年11月3日以降の期間は、申立人が65歳以上であり、既に厚生年金保険の受給資格を満たしていることから、厚生年金保険に加入することはできない。

なお、社会保険事務所が保管するC社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに両事業所の社会保険庁のオンライン記録を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。